

事務連絡
平成28年8月4日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課

国民健康保険運営協議会における被用者保険等保険者を代表する
委員の取扱いについて

市町村国民健康保険運営協議会（以下「国保運営協議会」という。）における被用者保険等保険者を代表する委員（以下「被用者保険代表」という。）の参加の取扱いについては、昭和60年1月23日保険発第7号・庁保険発第1号通知によりお示しするとともに、同日付け厚生省保険局国民健康保険課長内かんにおいて「概ね退職被保険者及びその被扶養者の数が1,500人以上でかつその被保険者全体の数に占める割合が3%以上である市町村並びに道府県庁所在市及び特別区」の基準を超える場合には、被用者保険代表を加えることとされたところである。

一方で、今般の退職者医療制度は、平成26年度までに退職被保険者等となった者が前期高齢者となるまでの間の経過措置とされており、今後当該基準を満たす対象被保険者数は減少することから、「運営協議会への被用者保険等保険者を代表する委員の取扱について」（昭和60年1月23日厚生省保険局国民健康保険課長内かん）については、平成28年8月4日をもって廃止することとしたので、貴管内の市町村への周知徹底等をお願いしたい。

また、昭和60年1月23日保険発第7号・庁保険発第1号通知によりお示した「退職被保険者及びその被扶養者が相当数以上である市町村」の今後の基準については、退職被保険者等の全体の数等を考慮し、地域の実情に応じて各保険者において適切に判断していただきたい。なお、今後も被用者保険等保険者が国保事業の運営において重要な役割を担うことから、被用者保険代表の参加については、引き続き経営努力分の評価項目として含めることを予定している。このことを踏まえ、被用者保険等保険者の意向が反映されるよう積極的な取り組みをお願いしたい。